

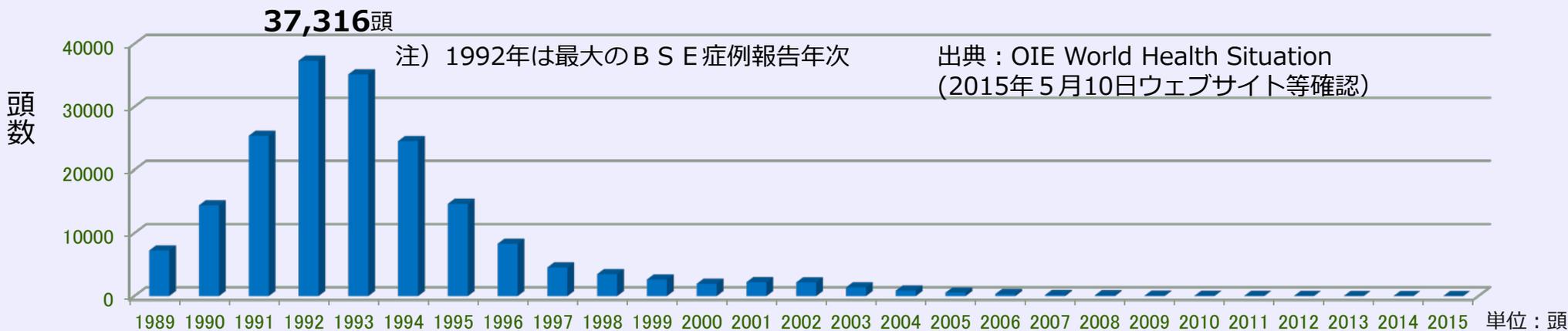
スイス及びリヒテンシュタイン の B S E 対策の経緯等について

■ スイス・リヒテンシュタインのBSE対策の経緯

- | | |
|--------------|--|
| 1990年 | <ul style="list-style-type: none"> ・英国からの生体牛の輸入禁止 ・ほ乳動物由来肉骨粉の反すう動物用飼料としての使用禁止 ・SRM（6か月齢超の脳、眼、脊髓、脾臓、胸腺、腸、リンパ節、神経組織）の食用禁止 ・BSEを通報対象疾病と指定（全ての臨床症状牛について検査を実施） |
| 1993年 | <ul style="list-style-type: none"> ・SRMのレンダリング条件（133℃3気圧20分）設定 |
| 1996年 | <ul style="list-style-type: none"> ・ほ乳動物由来たん白質の反すう動物飼料への使用禁止措置を採っている国からの生体牛のみ輸入許可 ・死亡牛及び30か月齢超の脳、脊髓、眼、扁桃の焼却処理 |
| 1998年 | <ul style="list-style-type: none"> ・飼料用獣脂の処理条件（133℃20分）設定 ・30か月齢超の脊椎、仙骨、尾の食用禁止 |
| 1999年 | <ul style="list-style-type: none"> ・血粉の反すう動物用飼料としての使用禁止 ・健康と畜牛のBSE検査開始（30か月齢超、5%抽出、1999年1月） ・BSEサーベイランスの開始（緊急と畜牛（30か月齢超）、死亡牛（30か月齢超）、1999年1月） |
| 2001年 | <ul style="list-style-type: none"> ・EU加盟国からの2001年3月以降に生まれた生体牛以外の輸入禁止
（※EU加盟国以外からの生体牛の輸入は、BSE以外の理由により、2000年以降禁止されている） ・全ての動物由来たん白質（魚粉を除く）の家畜用飼料への使用禁止 ・魚粉の反すう動物用飼料としての使用禁止 |
| 2003年 | <ul style="list-style-type: none"> ・EU加盟国からの、2001年7月以降に生まれた生体牛以外の輸入禁止 |
| 2004年 | <ul style="list-style-type: none"> ・レンダリングについてEU規則と同等の規制を適用 ・SRMの定義を変更（6か月齢超の脳、眼、硬膜を含む脊髓、扁桃及び腸並びに30か月齢超の頭部（舌を除く）及び脊柱（仙骨及び尾を含む）） |
| 2007年 | <ul style="list-style-type: none"> ・OIE総会（スイスについて、BSEステータスが「管理されたリスク」の国と認定） ・SRMの定義を変更（全月齢：扁桃、腸間膜及び腸（十二指腸から直腸）/12か月齢超：下顎骨以外の頭蓋骨、脳、眼、硬膜を含む脊髓/4本の切歯（永久歯）が生えた個体：脊柱（尾椎、頸椎・胸椎・腰椎の棘突起及び横突起並びに正中仙骨稜及び仙骨翼を除き、背根神経節を含む） |
| 2008年 | <ul style="list-style-type: none"> ・OIE総会（リヒテンシュタインについて、BSEステータスが「管理されたリスク」の国と認定） |
| 2013年 | <ul style="list-style-type: none"> ・健康と畜牛のBSE検査廃止 ・緊急と畜牛及び死亡牛のサーベイランスの基準を48か月齢超に引き上げ |

資料作成協力：農林水産省

世界のBSE発生件数の推移



	1992	2001	2002	2003	2004	2005	2006	2007	2008	2009	2010	2011	2012	2013	2014	2015	累計
全体	37,316	2,215	2,179	1,389	878	561	329	179	125	70	45	29	21	7	12	2	190,664
欧州全体 (英国除く)	36	1,010	1,032	772	529	327	199	106	83	56	33	21	16	4	10	1	5,976
(フランス)	(0)	(274)	(239)	(137)	(54)	(31)	(8)	(9)	(8)	(10)	(5)	(3)	(1)	(2)	(3)	(-)	(1,026)
(オランダ)	(0)	(20)	(24)	(19)	(6)	(3)	(2)	(2)	(1)	(0)	(2)	(1)	(0)	(0)	(0)	(-)	(88)
(アイルランド)	(18)	(246)	(333)	(183)	(126)	(69)	(41)	(25)	(23)	(9)	(2)	(3)	(3)	(1)	(0)	(-)	(1,655)
(ポーランド)	(0)	(0)	(4)	(5)	(11)	(19)	(10)	(9)	(5)	(4)	(2)	(1)	(3)	(1)	(0)	(-)	(74)
(スウェーデン)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(1)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(-)	(1)
(ノルウェー)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(1)	(1)
(デンマーク)	(1)	(6)	(3)	(2)	(1)	(1)	(0)	(0)	(0)	(1)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(16)
(スイス)	(15)	(42)	(24)	(21)	(3)	(3)	(5)	(0)	(0)	(0)	(0)	(2)	(1)	(0)	(0)	(-)	(467) ^(注1)
(リヒテンシュタイン)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(-)	(2) ^(注2)
英国	37,280	1,202	1,144	611	343	225	114	67	37	12	11	7	3	3	1	-	184,625
アメリカ	0	0	0	0	0	1	1	0	0	0	0	0	1	0	0	-	3
カナダ	0	0	0	2 ^(注3)	1	1	5	3	4	1	1	1	0	0	0	1	21 ^(注4)
日本	0	3	2	4	5	7	10	3	1	1	0	0	0	0	0	-	36
ブラジル	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	1	-	2

(注1) 輸入牛による発生3頭を含む。 (注2) 2頭とも1998年に発生 (注3) うち1頭はアメリカで確認されたもの

(注4) カナダの累計数は、輸入牛による発生1頭、米国での最初の確認事例(2003年12月)1頭を含む。



■ 各国のBSE検査体制

	日 本 	米 国 	カナダ 	E U 	スイス (リヒテンシュタイン) 	O I E 基準 
食肉検査	48か月齢超	-	-	72か月齢超 ^(注3)	-	- ^(注4)
発生状況 調査 ^(注1) (高リスク牛 ^(注2))	48か月齢以上の死亡牛等	30か月齢以上の高リスク牛の一部	30か月齢超の高リスク牛の一部	48か月齢超の高リスク牛	48か月齢超の高リスク牛	30か月齢以上の高リスク牛の一部

(注1) B S E の発生状況やその推移などを継続的に調査・監視すること

(注2) 中枢神経症状牛、死亡牛、歩行困難牛などのこと

(注3) 欧州委員会は、2013年2月下旬～3月上旬以降、加盟国（ブルガリア及びルーマニアを除く）の判断により健康と畜牛のB S E 検査を廃止することが可能としている。

(注4) O I E 基準では、B S E スクリーニング検査の実施を求めている。

■ 各国の特定危険部位(SRM)①

日本

- 全月齢の扁桃及び回腸（盲腸との接続部分から2メートルまでの部分に限る。）並びに30か月齢超の頭部（舌、頬肉、皮及び扁桃を除く。）及び脊髄（と畜場法施行規則、厚生労働省関係牛海綿状脳症対策特別措置法施行規則）
- 30か月齢超の脊柱（背根神経節を含み、頸椎横突起、胸椎横突起、腰椎横突起、頸椎棘突起、胸椎棘突起、腰椎棘突起、仙骨翼、正中仙骨稜及び尾椎を除く。）（食品、添加物の規格基準）

米国

- 30か月齢以上の脳、頭蓋、眼、三叉神経節、脊髄、脊柱（尾椎、胸椎及び腰椎の横突起並びに仙骨翼を除く）及び背根神経節
- 全月齢の扁桃及び回腸遠位部（9 CFR Part 310）

カナダ

- 30か月齢以上の頭蓋、脳、三叉神経節、眼、扁桃、脊髄及び背根神経節
- 全月齢の回腸遠位部（Health of Animals Regulations C.R.C., c. 296）

■ 各国の特定危険部位(SRM)②

EU

- ・ 12か月齢超の頭蓋（下顎を除き脳、眼を含む）及び脊髄
- ・ 30か月齢超の脊柱（尾椎、頸椎・胸椎・腰椎の棘突起及び横突起並びに正中仙骨稜・仙骨翼を除き、背根神経節を含む）
- ・ 全月齢の扁桃、小腸の後部4メートル、盲腸及び腸間膜
(REGULATION(EC)No.999/2001, ANNEX V)

スイス・リヒテンシュタイン

- ・ 12か月齢超の頭蓋（下顎を除き脳、眼を含む）及び脊髄
- ・ 4本の切歯（永久歯）が生えた個体の脊柱（尾椎、頸椎・胸椎・腰椎の棘突起及び横突起並びに正中仙骨稜・仙骨翼を除き、背根神経節を含む）
- ・ 全月齢の扁桃、十二指腸から直腸までの腸管及び腸間膜
(SR916.401 Epizootic Diseases Ordinance of 27 June 1995(EzDO))

OIE(管理されたリスクの国)

- ・ 30か月齢超の脳、眼、脊髄、頭蓋骨及び脊柱
- ・ 全月齢の扁桃及び回腸遠位部
(OIE Terrestrial Animal Health Code 2014 CHAPTER11.4.14)

飼料規制

		給与飼料					
		日本 		米 国 ・ カナダ  		EU ・ スイス(リヒテンシュタイン)  	
		牛	豚・鶏	牛	豚・鶏	牛	豚・鶏
肉 骨 粉	牛	×	×	×	○	×	×
	SRM (注1)	×	×	×	○→×	×	×
	豚	×	○	○	○	×	×
	鶏	×	○	○	○	×	×

○：使用可、×：使用不可

(注1) 米国では、30か月齢以上の牛の脳及び脊髄

(注2) 米国及びカナダが、1997年に開始した飼料規制においては、牛のSRMの豚・鶏に対する飼料への利用が認められていたが、カナダでは2007年、米国では2009年に禁止された。